

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、春日部都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I. 春日部都市計画区域における位置等

春日部都市計画区域は、都心から約35km圏、埼玉県の一部に位置しています。

また、春日部都市計画区域に含まれる土地の区域は、春日部市の行政区域の全域です。

【3・4・8号袋陣屋線】

本路線は、春日部市西八木崎二丁目を起点とし、春日部市粕壁三丁目に至る延長約1,690m、幅員16mの幹線街路です。

II. 変更理由

3・4・8号袋陣屋線と東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線との交差構造は、3・4・8号袋陣屋線が高架式となる立体交差としていました。

両鉄道が連続立体交差事業により高架化されることに伴い、3・4・8号袋陣屋線が地表式となる立体交差に変更するとともに、側道の廃止による一部区間の幅員及び一部区域を変更するものです。

III. 変更の内容

名 称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・4・8号袋陣屋線	約1,690m (約1,690m)	2車線	16m	・ 東武鉄道伊勢崎線及び東武鉄道野田線との交差構造の変更 ・ 一部区間の幅員変更 ・ 一部区域の変更

カッコ内は変更前を示す。

IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を決定（変更）する予定です。

- ①都市高速鉄道（埼玉県決定）
- ②用途地域（春日部市決定）
- ③防火地域及び準防火地域（春日部市決定）
- ④道路（春日部市決定）
- ⑤駐車場（春日部市決定）
- ⑥地区計画（春日部市決定）